

# 小松市立学校の教育職員に関する

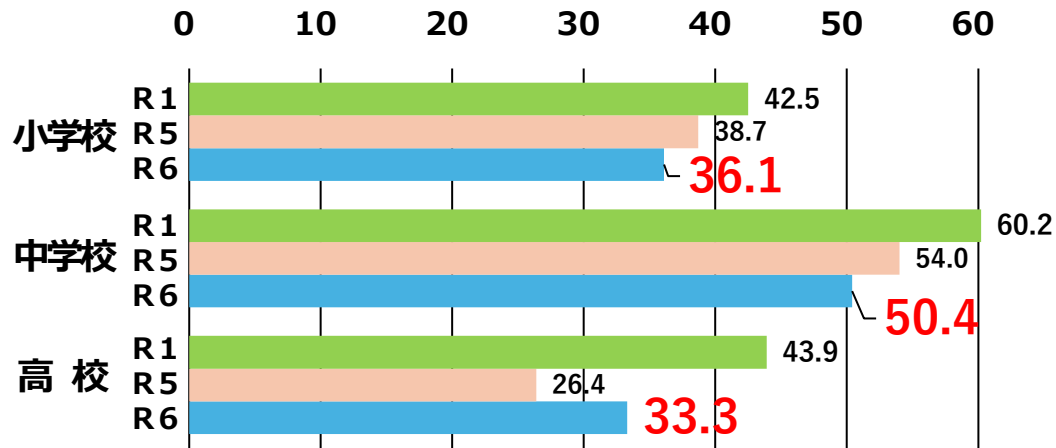
# 業務量管理・健康確保措置実施計画について【概要】

## 1. 策定の経緯

令和7年6月の給特法の改正に伴い、令和8年4月1日から、各教育委員会は、サービスを監督する教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置の実施に関する計画（「**業務量管理・健康確保措置実施計画**」）の策定が義務付けられた。

## 2. 現状

時間外在校時間月平均（時間）



月80時間を超える教職員

	R1	R5	R6
小学校	9.9%	2.6%	2.2%
中学校	31.7%	18.1%	15.2%
高校	5.5%	2.8%	4.3%

・近年では時間外在校等時間の月平均の減少割合が小さく  
なっている  
・**月80時間を超える教職員が一定数いる**

## 3. 目標

計画期間 **令和8年4月から令和12年3月まで**

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・時間外在校等時間の月平均を**30時間以内に減少**させる
- ・時間外在校等時間が**月80時間を超える教職員をゼロ**にする。

### (2) 働きがいや働きやすさ等に関する目標

- ・今の仕事にやりがいや誇りを感じている教職員の割合 80%以上
- ・年次有給休暇等を取りやすい雰囲気があると感じている教職員の割合 80%以上
- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数 15日以上
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合 10%以下

# 業務量管理・健康確保措置実施計画について【概要】

## 4. 具体の取組内容(抜粋)

### (1) 「業務の3分類」を踏まえた取組

#### イ 学校以外が担うべき業務

- ◆授業等で使用する教材等は、できる限り業者から保護者が直接購入する方法などを検討していく。
- ◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等へは、・スクールソーシャルワーカー(SSW)や市教育委員会が対応していく。  
・通話録音機能・自動音声応答機能付き電話の導入を推進していく。

#### ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆教師以外ができる業務については、スクール・サポート・スタッフや教頭等マネジメント支援員等の活用を推進していく。
- ◆プール指導の民間委託の拡充を図っていく。
- ◆部活動の地域展開を平日にも拡充していく。

#### ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ◆校務支援システムや採点支援システムのさらなる活用を進めていく。

### (2) その他の取組

- ◆調査・照会の簡略化・電子化、会議・研修の整理・減縮および開催方法の工夫(市教委)
- ◆校務DXのさらなる推進、職員会議等の実施方法の工夫、教育課程・日課・学校行事等の実施方法の工夫(学校毎)
- ◆ストレスチェックの実施継続、夏季休業中の学校閉庁日の設定、留守番電話や保護者連絡システムの活用

## 5. 今後のフォローアップについて

- ◆教職員の勤務時間調査の継続
- ◆目標達成状況について、毎年度、市HPでの公表、教育委員会会議や総合教育会議で報告